

産前産後期間(4ヶ月分)の 国民健康保険料が軽減されます

対象となるかた

● 出産予定の被保険者のかた

妊娠85日（4ヶ月）以上の出産(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む)が対象です。

保険料の軽減について

● 対象期間 | 予定日の属する月※の前月から4ヶ月間（多胎の場合は、3ヶ月前から6ヶ月間）

※出産後に届出した場合は、出産日の属する月

● 軽減内容 | 出産する被保険者の対象期間の所得割額と均等割額が軽減されます。

(他の加入者の保険料や世帯の平等割額は軽減の対象外です。)

(保険料が賦課限度額に達している世帯については軽減されない場合があります。)

| | 3ヶ月前 | 2ヶ月前 | 1ヶ月前 | 出産予定月 | 1ヶ月後 | 2ヶ月後 | 3ヶ月後 |
|------|------|------|------|-------|------|------|------|
| 単胎の方 | | | 軽減 | 軽減 | 軽減 | 軽減 | |
| 多胎の方 | 軽減 | | | 軽減 | 軽減 | 軽減 | |

●保険料を再計算の後、保険料変更通知にてお知らせします。

届出に必要な書類

- ① 届出書（窓口または市ホームページよりダウンロードいただけます）
- ② 母子健康手帳など（出産するかたと出産予定日、多胎の場合はその旨がわかる書類）
- ③ 世帯主のかたの本人確認書類

※届出には世帯主と出産するかたのマイナンバーが必要です。

※別途書類を追加でお願いする場合があります。

出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

届出は

市役所本館1階北側 箕面市市民部国民健康保険室 TEL072-724-6734

※詳しくは市ホームページをご覧ください。